

低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について 環境省



環境省は、平成 25 年 3 月 29 日付けで低濃度ポリ塩化ビフェニル(以下 PCB)廃棄物の無害化処理に係る環境大臣認定を財団法人愛媛県廃棄物処理センターに対して行いました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、低濃度 PCB 廃棄物について高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることができることとされています。この度の認定は、上記事業者からの申請に基づくものです。

(認定取得者)

①申請者の住所、名称、代表者の氏名

愛媛県松山市 1 番町 4 丁目 4 番地 2

財団法人愛媛県廃棄物処理センター 理事長 三木 輝久

②施設設置場所

愛媛県新居浜市乙 499 番 4 他 3 筆

③施設の種類

廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設

④処理を行う廃棄物の種類(いずれも低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るものに限る。)

イ 廃 PCB 等(微量 PCB 汚染絶縁油が廃棄物となったもの、PCB の濃度が 5,000mg/kg 以下のもの。)

ロ PCB 汚染物(微量 PCB 汚染絶縁油に汚染されたものが廃棄物となったもの又は PCB の濃度が 5,000mg/kg 以下の汚染物。)

ハ PCB 処理物(イ及びロを処理したもの又は PCB の濃度が 5,000mg/kg 以下の処理物。)

⑤処理の方法

焼却(ロータリーキルン式焼却溶融炉及びローラーコンベア式連続方式加熱炉)

⑥処理能力

(1)ロータリーキルン式焼却溶融炉

○ 廃 PCB 等又は PCB 処理物(廃 PCB 処理物に限る。) 28.8kL/日

○ PCB 汚染物 28.8t/日

○ PCB 処理物 20.16t/日

(2)ローラーコンベア式連続方式加熱炉

○ PCB 汚染物又は PCB 処理物 28.0t/日

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っておりますので、是非お任せ下さい。

資料 2013 年 3 月 29 日付 環境省報道発表資料

化学分析箇所 五月女欣央